

離島等供給特例承認申請書

託 サ 第 24 号

2024 年 3 月 19 日

経済産業大臣 齋 藤 健 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024 年 4 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2024年3月18日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2024年3月18日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2024年4月1日から2024年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

4 料 金

(1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといえます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款〔高圧〕に定める燃料費等調整によらず、別表2(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといえます。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといえます。

別 表（燃料費等調整）

1 燃料費調整額の算定

離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は、79,800円といたします。

(3) 調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、119,700円といたします。

(4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合
平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023 年 11 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日までの期間	2024 年 4 月 1 日から 2024 年 4 月の検針日の前日までの期間
2023 年 12 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までの期間	2024 年 4 月の検針日から 2024 年 5 月の検針日の前日までの期間
2024 年 1 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費

調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a という検針日は、計量日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024 年 4 月 1 日から 2024 年 5 月の検針日 の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日から 2024 年 6 月の検針日 の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	1 3 円 5 9 銭	6 円 9 9 銭
	10 ワットをこえ 20 ワット までの 1 灯につき	2 7 円 1 9 銭	1 3 円 9 8 銭
	20 ワットをこえ 40 ワット までの 1 灯につき	5 4 円 3 8 銭	2 7 円 9 6 銭
	40 ワットをこえ 60 ワット までの 1 灯につき	8 1 円 5 6 銭	4 1 円 9 5 銭
	60 ワットをこえ 100 ワット までの 1 灯につき	1 3 5 円 9 4 銭	6 9 円 9 1 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につ き 100 ワットまでごとに	1 3 5 円 9 4 銭	6 9 円 9 1 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 0 円 6 0 銭	2 0 円 8 8 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	8 1 円 2 1 銭	4 1 円 7 6 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアン ペアまでごとに	8 1 円 2 1 銭	4 1 円 7 6 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024 年 4 月 1 日から 2024 年 5 月の検針日 の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日 から 2024 年 6 月の検 針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまで の場合	1 円 1 0 銭	5 6 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこ え 100 ボルトアンペアまでの場 合	2 円 1 9 銭	1 円 1 3 銭
総容量が 100 ボルトアンペアを こえ 500 ボルトアンペアまでの 場合 100 ボルトアンペアまでご とに	2 円 1 9 銭	1 円 1 3 銭
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	2 1 円 9 1 銭	1 1 円 2 7 銭
総容量が 1 キロボルトアンペ アをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトアンペ アまでごとに	2 1 円 9 1 銭	1 1 円 2 7 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 4 月 1 日から 2024 年 5 月の検針日 の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日 から 2024 年 6 月の検 針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 1 円 5 2 銭	5 円 9 2 銭
契約電力 1 キロワット 1 日に つき	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 8 4 銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年4月1日から 2024年5月の検針日 の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検 針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20円73銭	10円66銭
契約電力1キロワット1日 につき	41円45銭	21円32銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年4月1日から 2024年5月の検針日 の前日までの期間	2024年5月の検針日 から2024年6月の検 針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(5) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	6 4 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 2 8 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 5 6 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 8 4 銭 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 4 0 銭 9 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 4 0 銭 9 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 9 1 銭 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ	3 円 8 2 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 8 2 銭 8 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 3 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 3 銭 3 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 0 8 銭 6 厘
---------------------	---------------

(ニ) 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 9 5 銭 4 厘
---------------------	---------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 6 銭 5 厘
-------------	-----------

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2 燃料費等調整額の算定

離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は、次のとおり算定いたします。

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	15銭7厘
------------	-------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 4 銭 9 厘
-------------	-----------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 0 0 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 0 \text{ 0 銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 3 2 円 0 0 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 3 \text{ 2 円 } 0 \text{ 0 銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 0 0 銭以上、3 2 円 0 0 銭以下の場合
市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 4 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの期間	2024 年 6 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの期間
1 キロワット時につき	1 円 8 0 銭	9 0 銭

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費等} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2023 年 11 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日までの期間	2024 年 3 月 21 日から 2024 年 4 月 20 日までの期間	2024 年 4 月 1 日から 2024 年 4 月 30 日までの期間
2023 年 12 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までの期間	2024 年 4 月 21 日から 2024 年 5 月 20 日までの期間	2024 年 5 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの期間
2024 年 1 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間	2024 年 5 月 21 日から 2024 年 6 月 20 日までの期間	2024 年 6 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に (4) によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)によって算定した燃料費調整単価、(2)により算定した市場価格調整単価および(4)により算定した燃料費等調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（令和 5 年 12 月 13 日付け 20231204 資第 6 号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについて、2024 年 3 月 31 日までは旧供給条件を適用する。
- 2 2024 年 4 月 1 日以降については、旧供給条件によらず本供給条件を適用する。

別 添

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2023 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう経済産業省から要請を受けたこと、および、総合経済対策に基づく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される燃料費調整単価を軽減することによる激変緩和措置を実施するため、離島等供給約款以外の供給条件を設定し、承認（令和 5 年 12 月 13 日付け 20231204 資第 6 号承認。）を受けました。

この度、当社は離島等供給約款に定める料金およびその他供給条件の見直しを行なうことから、離島等供給約款以外の供給条件を見直す必要があるため、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定に基づき、離島等供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024 年 4 月 1 日から 2024 年 5 月の検針日 の前日までの期間	2024 年 5 月の検針日 から 2024 年 6 月の検 針日の前日までの期間
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	離島約款 [低圧] にもと づき電気の供給を受ける 場合	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭
	離島約款 [高圧] にもと づき電気の供給を受ける 場合	1 円 8 0 銭	9 0 銭

○定額制供給の場合

契 約 種 別	対 象	範 囲	単 位	みなし kWh (※ 1)	2024 年 4 月 1 日か ら 2024 年 5 月の 検針日の前日まで の期間 (※ 2)	2024 年 5 月の検針 日から 2024 年 6 月の検針日の前日 までの期間 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定 額 電 灯 お よ び	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	1 3 円 5 9 銭	6 円 9 9 銭
		10W をこえ 20W まで	〃	7.768	2 7 円 1 9 銭	1 3 円 9 8 銭
		20W をこえ 40W まで	〃	15.536	5 4 円 3 8 銭	2 7 円 9 6 銭
		40W をこえ 60W まで	〃	23.304	8 1 円 5 6 銭	4 1 円 9 5 銭
		60W をこえ 100W まで	〃	38.840	1 3 5 円 9 4 銭	6 9 円 9 1 銭
		100W をこえる 100W までごとに	〃	38.840	1 3 5 円 9 4 銭	6 9 円 9 1 銭
公 衆 街 路 灯 A	小 型 機 器	50VA まで	1 機器	11.601	4 0 円 6 0 銭	2 0 円 8 8 銭
		50VA をこえ 100VA まで	〃	23.202	8 1 円 2 1 銭	4 1 円 7 6 銭
		100VA をこえる 100VA までごとに	〃	23.202	8 1 円 2 1 銭	4 1 円 7 6 銭

契約 種別	対 象	範 囲	単 位	みなし kWh (※1)	2024年4月1日 から2024年5月 の検針日の前日ま での期間 (※2)	2024年5月の検 針日から2024年 6月の検針日の前 日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時 電灯A		総容量が50 VA までの 場合1日につき	1 契約	0.313	1 円 1 0 銭	5 6 銭
		総容量が50 VA をこえ 100 VA までの場合 1日につき	〃	0.626	2 円 1 9 銭	1 円 1 3 銭
		総容量が100 VA をこえ 500 VA までの場合100 VA までごとに1日 につき	〃	0.626	2 円 1 9 銭	1 円 1 3 銭
		総容量が500 VA を こえ1kVA までの 場合1日につき	〃	6.260	2 1 円 9 1 銭	1 1 円 2 7 銭
		総容量が1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに 1日につき	〃	6.260	2 1 円 9 1 銭	1 1 円 2 7 銭
臨時 電力		契約電力0.5kW の 場合1日につき	1 契約	—	1 1 円 5 2 銭 (※3)	5 円 9 2 銭 (※3)
		契約電力1kW 1日 につき	1 kW	6.579	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 8 4 銭
農事用 電力B		契約電力0.5kW の 場合1日につき	1 契約	—	2 0 円 7 3 銭 (※3)	1 0 円 6 6 銭 (※3)
		契約電力1kW 1日 につき	1 kW	11.842	4 1 円 4 5 銭	2 1 円 3 2 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、
「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上